

2 みどりの現状分析

(1) 文京区の地域特性

1) 地形・歴史・文化

文京区は武蔵野台地の東端に位置し、南北方向にいくつもの開析谷が刻み込まれ、台地と崖線と谷が入り組んだ起伏に富んだ地形となっており、高低差は 20m前後にもなります。

江戸時代は、谷に沿って複数の河川が見られ、大名屋敷の多くは台地から崖線部に置かれました。また、神社・仏閣は千駄木・本駒込一帯や小石川周辺等に多く集まり、その周囲には町屋が形成されました。台地の尾根に沿って複数の街道が通り、その街道沿いにも町屋の集積がみられました。

明治になると、台地上の大きな敷地は大学や公共公益施設等の大規模施設用地に転換されたり、住宅地を開発するための用地として活用される等、文京区の特徴あるまちが形成されていきました。また、多くの学者や文化人、芸術家が暮らすようになり、山の手として発展し、現在みられるような教育や文化施設の集積地として、また、屋敷町としての形成につながりました。

大正 12(1923)年に関東大震災が発生し、湯島等の神田川に沿った一帯が焼失しました。その後、大塚公園や復興計画に基づいた元町公園が新設され、個人邸宅であった現在の六義園や須藤公園等も、この頃東京市(当時)に寄付されました。

昭和になると、区内のほぼ全域に路面電車が開通したことによって市街化が急速に進み、区内の緑やオープンスペースは減少したと考えられます。かつて存在していた複数の河川は神田川を除いてすべて暗渠化され、その上部空間は道路や路面電車の線路として利用されるようになりました。太平洋戦争では、数回の爆撃を受けて区内の大半が焼け野原となりました。しかし、千駄木の一部から根津、弥生、西片、本郷にかけての一帯や、目白台等は戦災を免れており、特に根津、千駄木では、今でも古いまちの風情にふれることができます。これらの歴史的・文化的背景をもつ文京区には、森鷗外や夏目漱石、樋口一葉、石川啄木等数多くの文人たちが暮らしていました。文京区を舞台に優れた作品が生まれ、文人ゆかりの史跡等が残されています。

2) 今日の文京区のまちの姿

文京区の面積は 11.29 ㎢であり、23 区中 20 番目の広さとなっています。文京区の総人口は、平成 10(1998)年の 16 万 5,864 人から平成 31(2019)年 1 月 1 日現在、22 万 1,489 人となり、特に 0～15 歳、30～45 歳の子育て世代が増加しています。

区のほぼ全域が駅とバス停から 400m以内にあり、平成 19(2007)年にコミュニティバスも運行開始する等、公共交通サービスが発達しており、複数の大規模な大学病院を含め、医療機関が区内各地に立地しています。

閑静な住宅地が多く、大規模な緑地や庭園、寺社等のオープンスペースが存在し、水辺空間としての神田川が流れる等、豊かな歴史・文化的資源が存在しています。

大学が区内各地に立地しており、優れた研究や技術情報、人材を生み出す環境となっています。また、大学の立地は、学生アルバイト等の労働力の確保を容易にし、地域社会を応援する貴重な人材の提供を可能としています。

印刷関連、金融関連、情報通信関連、学校関連等の業務に従事する人が東京都の平均に比べて多いことが特徴です。大学が多いこととあわせて、産学連携の機会にも恵まれています。

多くの歴史・文化的資源が、豊かな緑や歴史を伝える路地等のまち並みと組み合わせられて、まち歩きを楽しむ多くの来訪者をひきつけています。また、「文京花の五大まつり」をはじめ、区内に多く立地する寺社仏閣における例祭等、季節に合わせて四季折々の花や紅葉等を楽しめる様々な行事が行われています。

一方、後楽園駅周辺にはスポーツやレクリエーションを楽しめる施設があり、全国的に知名度が高く、多くの人を訪れています。文京シビックセンターや大学等では、イベントやセミナー等が多く開催され、知的な興味を満足させてくれる場や機会が多くあります。

(2) みどりの現況と課題

1) みどりの量

現況

- 公園緑地の面積は小さいながら緑被率・緑被地面積がともに高く、本区の緑被地として重要な役割を果たしています(図 1-1)。同様に学校用地、社寺用地もこれに準じる役割を果たしています。
- 緑被率は、平成 7(1995)年の 16.0%から平成 30(2018)年の 18.4%と増加しています。また、緑被率に占める樹木緑被の割合が 23 区で最も高くなっています(図 1-2)。
- 低層建築群、高層建築群の緑被率は区平均を下回りますが、本区でこれらの敷地面積の占める割合が大きいため、この範囲のみどりが増えることで、緑被地の面積の総和も大きくなっていきます(図 1-3)。

課題

- 1-1** 低層建築群及び高層建築群の緑被率の増減が、本区全体のみどり量に大きな影響を与えるものとなっています。主たる都市構造区分である民有地の緑被率を上げていくことで、緑被地面積の増加と区全体の緑被率の上昇を図ることができます。



図 1-1
文京区における緑被(樹林)の分布

大規模なまとまった緑被が区内に点在しています。小規模な緑被は、区全体にわたって分布しています。

図の出典: 第 8 次文京区緑地実態調査報告書(2019 年)より引用

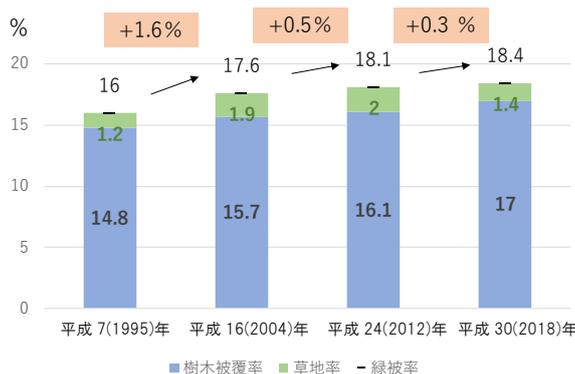
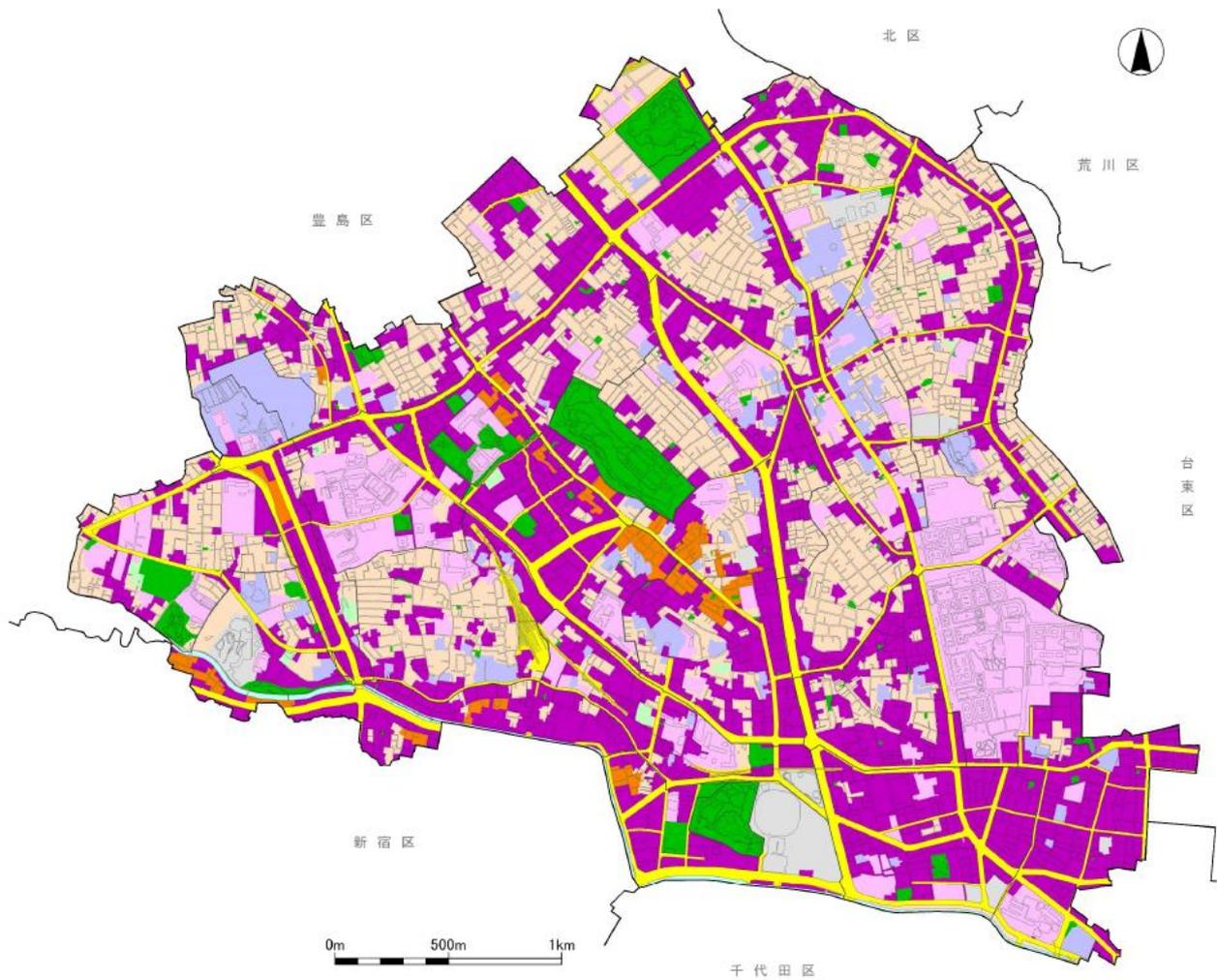


図 1-2
文京区における緑被率の推移

平成 7(1995)年の 16.0%から平成 30(2018)年 18.4%と増加しています。しかし、伸び率は低下しています。



都市構造区分	公有地		私有地	
	面積(ha)	緑被率(%)	面積(ha)	緑被率(%)
低層建築群	3.2	25.8	304.6	12.8
高層建築群	16.6	17.9	365.5	8.1
工場用地	0.0	10.1	17.5	4.8
個人庭園	0.0	0.0	3.6	68.4
学校用地	113.1	28.8	36.8	22.5
その他	3.5	24.3	23.1	24.8

都市構造区分	面積(ha)	緑被率(%)
社寺用地	58.0	42.7
公園緑地	57.1	78.9
交通用地	119.6	12.3
河川	6.7	16.2

図の出典: 第8次文京区緑地実態調査報告書(2019年)より引用

図 1-3 文京区の都市構造区分ごとの公有地、私有地の面積及び緑被率

文京区の都市構造の面積は、その多くの割合が低層建築群と高層建築群で構成されており、いずれも、その大半が私有地となっています。低層建築群における私有地の緑被率は 13%、高層建築群における私有地の緑被率は 8%と、他の区分と比較するとやや低くなっています。このことは、これらの私有地の緑被率が上昇すると、文京区全体の緑被率の上昇に貢献することを意味しています。

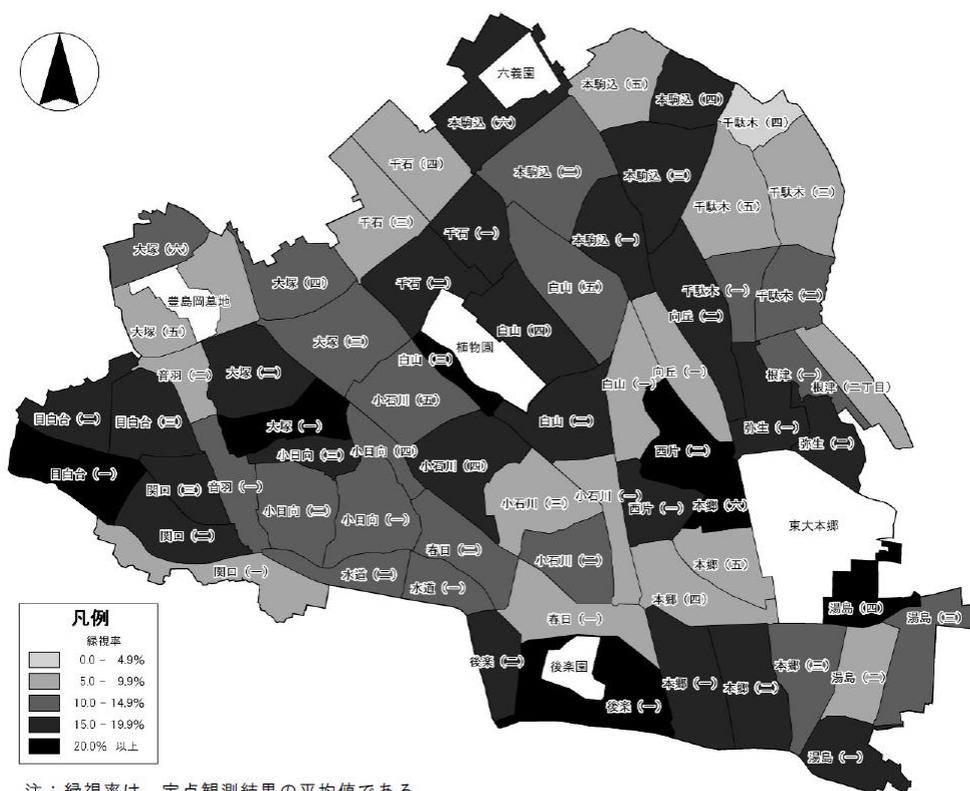
2) 目に見えるみどり

現況

- 緑視率は減少傾向にあり、小規模住宅密集地で緑視率が低くなっています(図 2-1、図 2-2)。
- 接道緑化延長、接道緑化率が増加しており、目に見えるみどりの創出に貢献しています(図 2-3、写真 2-1、写真 2-2、写真 2-3)

課題

2-1 特に宅地内のみどりを増加させていくことで、目に見えるみどりを生み出していく必要があります。



注：緑視率は、定点観測結果の平均値である。
特別区域には、調査地点を設定していない。

図の出典：第8次文京区緑地実態調査報告書(2019年)より引用

図 2-1
文京区における緑視率の分布

小規模住宅密集地で緑視率が低くなっています。

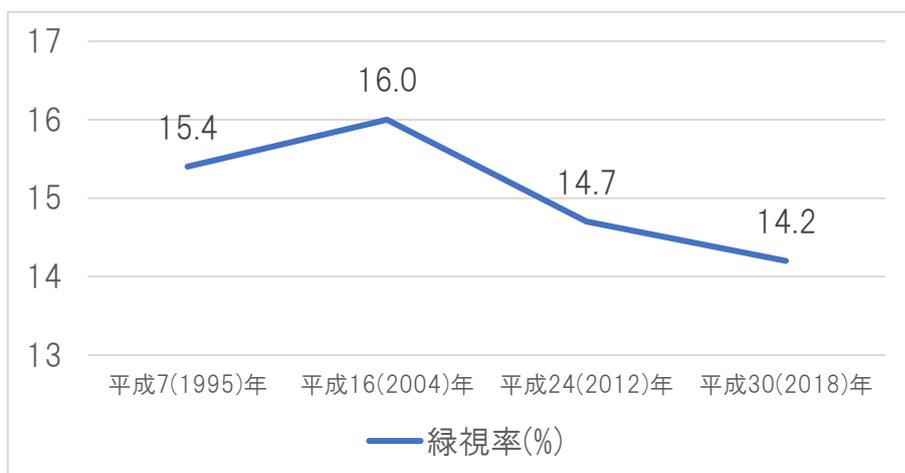


図 2-2
文京区における緑視率の推移

緑視率は減少傾向にあります。

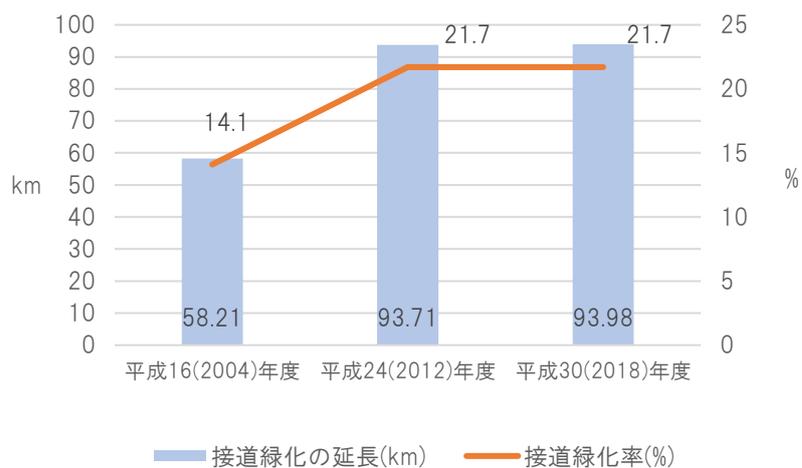


図 2-3

文京区における接道緑化

接道緑化の延長、接道緑化率が増加しています。

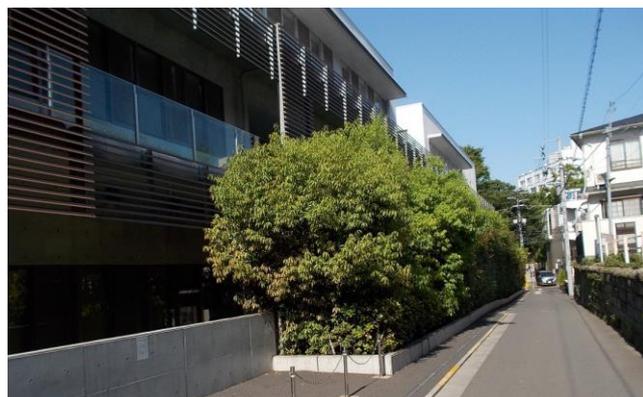


写真 2-1 (上)
接道緑化の例
(住宅の生垣)

写真 2-2 (中)
接道緑化の例
(事業所の敷地の緑化)

写真 2-3 (下)
接道緑化の例
(公共施設の敷地の緑化)

接道緑地とは、敷地のうち、道路に面している部分に施された緑化です。目に見えるみどりの増加に貢献しています。

3) 身近なまちのみどり

現況

- 文京区的一般区域(大規模公園や大学等のある地区を除く)においては、300 m²以上の樹林は約 23.9ha が公有地に、約 18.6ha が民有地に分布しています(図 3-1)。樹木(胸高直径 50cm 以上)は 2,530 本が公有地に、2,133 本が民有地に分布しています(図 3-2)。
- 緑化計画に基づく民間施設の緑化は、毎年 100 件ほど行われています(図 3-3)。
- 緑化計画に基づく公共施設の緑化は、民間施設の緑化基準以上の緑化を行っています(図 3-3)。
- 総合設計制度に基づく公開空地は、これまでに 20 箇所生み出されています(写真 3-1)。
- 屋上緑化面積は増加しています(図 3-4)。壁面緑化は近年減少しています(図 3-5)。
- 根津・千駄木地域は木造建築物と軒先のみどりが一体となった独特のまち並みを形成しています。

課題

- 3-1 公共施設の緑化については、民有地の参考となるよう質を維持・向上させていく必要があります。
- 3-2 民間施設の緑化については、限られた面積で効果を確保できるよう、緑化を誘導する方法について検討する必要があります。
- 3-3 個人宅のみどりの創出誘導について、より効果的な緑化の取組を検討していく必要があります。

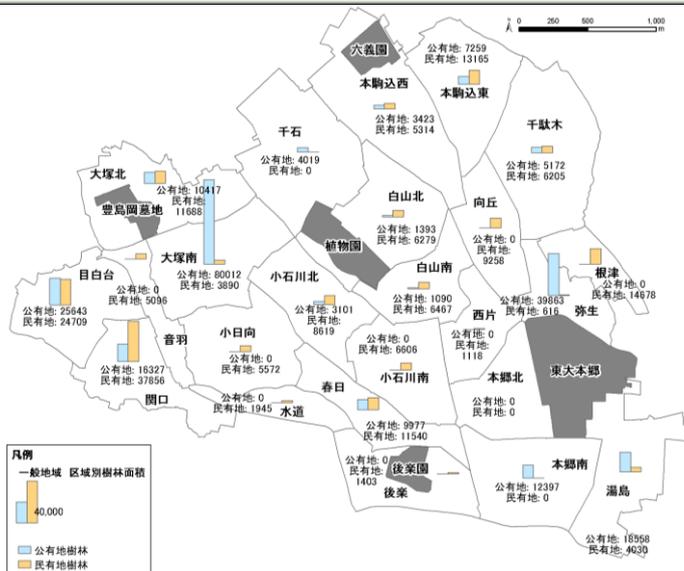


図 3-1
樹林(300 m²以上)の
公有地、民有地別の分
布

300 m²以上の樹林は約 23.9ha が公有地に、約 18.6ha が民有地に分布しています。

なお、図中の灰色で示された、大規模公園や大学等のある地区は除いています。

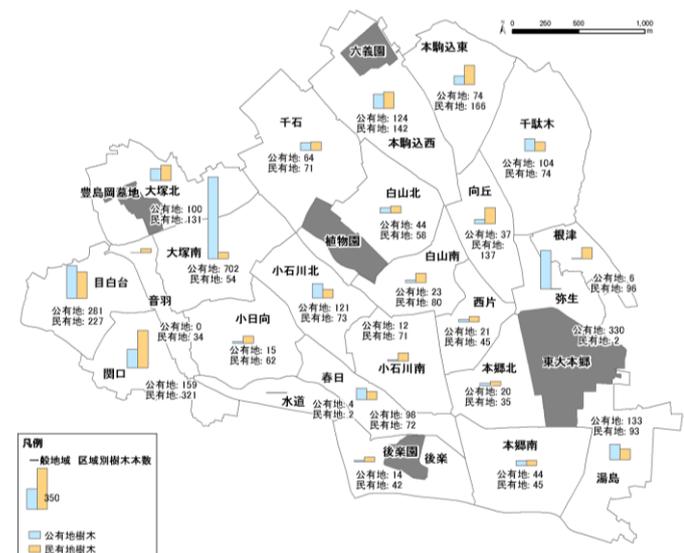


図 3-2
樹木(胸高直径 50cm
以上)の公有地、民有
地別の分布

樹木(胸高直径 50cm 以上)は 2,530 本が公有地に、2,133 本が民有地に分布しています。

なお、図中の灰色で示された、大規模公園や大学等のある地区は除いています。

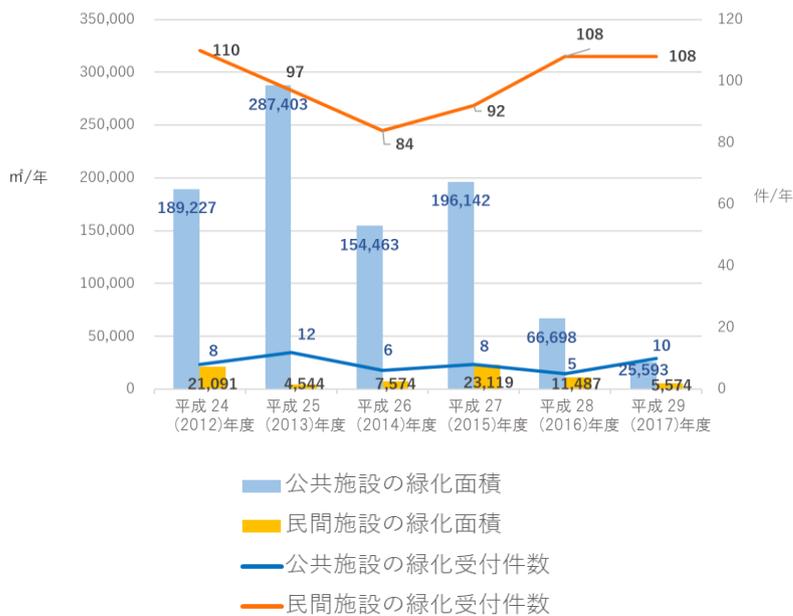


図 3-3
緑化計画に基づく緑化
受付件数と緑化面積の
推移

緑化計画に基づく民間施設の緑化は、毎年100件ほど行われています。緑化計画に基づく公共施設の緑化は、民間施設の緑化基準以上の緑化を行っています。

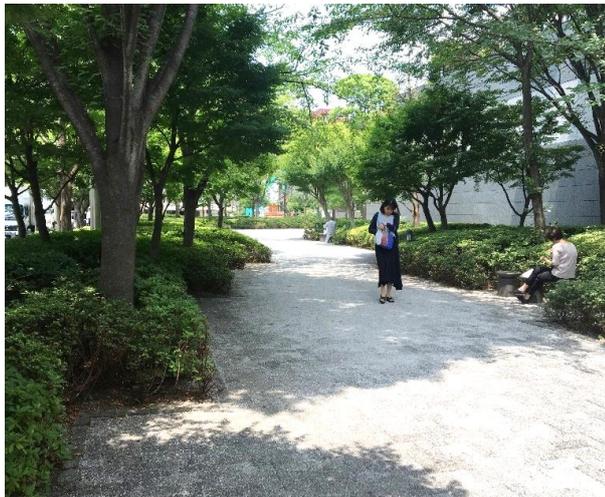


写真 3-1
公開空地

事業者が敷地内に創出した公開空地は、区民にとって快適なオープンスペースとなっています。

総合設計制度に基づく公開空地は、これまでに20箇所生み出されています。

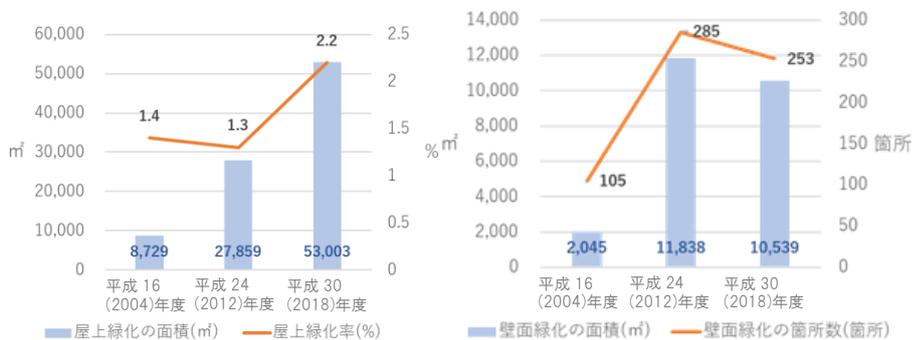


図 3-4 (左)
屋上緑化面積と屋上緑
化率の推移

図 3-5 (右)
壁面緑化面積と壁面緑
化件数の推移

屋上緑化面積は増加しています。壁面緑化面積は近年減少しています。

4) 公園のみどり

現況

- 区内全域に公園が分布していますが誘致圏を充足していないエリアが存在します(図 4-1)。
- 公園面積は増加していますが、近年では面積の増加傾向は小さくなっています(図 4-2)。
- 災害時に避難場所となる機能を持った公園、四季折々の花や紅葉を楽しめる公園、各種遊具を充実させ、子どもたちが安心して遊べる公園等、公園に求められるニーズが多様化しています(図 4-3)。
- 公園の再整備が、周辺住民や利用者のニーズを反映して実施されており、再整備後の公園においては子どもや高齢者等の利用者が増加しています(図 4-4、写真 4-1、写真 4-2、写真 4-3)。

課題

- 4-1** 今後は量的な拡大が困難な中で、公園の整備のあり方について検討する必要があります。
- 4-2** 子育て世代が増加し公園に求められるニーズが多様化する中、公園の再整備・有効活用を着実に実施していく必要があります。

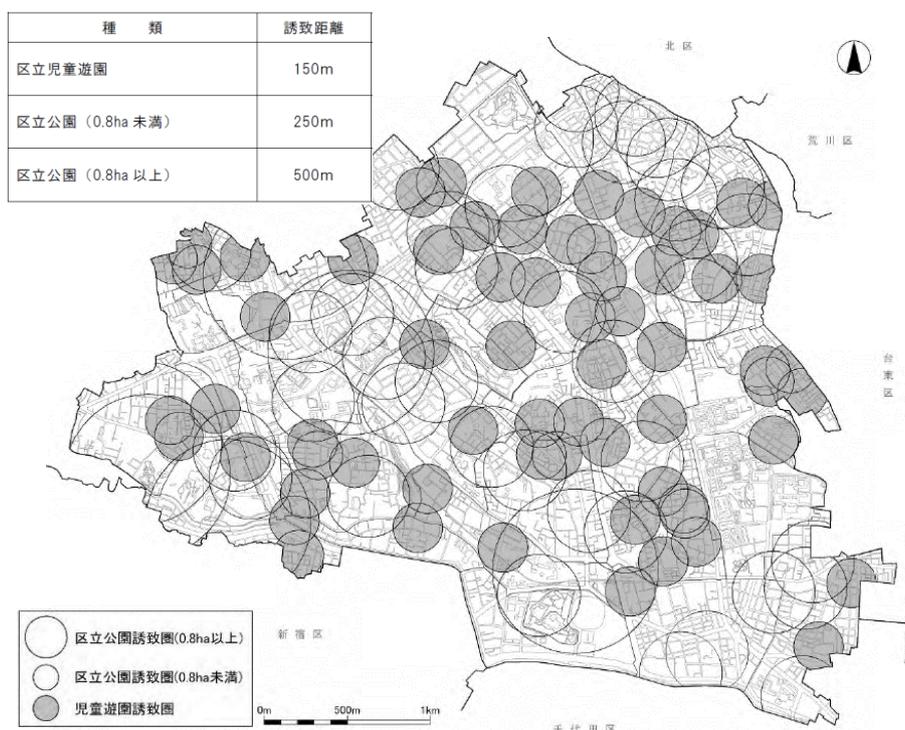


図 4-1
公園の分布

区内全域に公園が分布していますが、誘致圏を充足していないエリアが存在します。

図の出典：第 8 次文京区緑地実態調査報告書(2019 年)より引用



図 4-2
公園箇所数、公園面積の増加

平成 11(1999)年から平成 22(2010)年にかけて、約 3.37ha の公園面積が増加しています。これは、平成 21(2009)年に新たに開設された目白台運動公園によるところが大きいものです。

近年、公園面積に大きな増加は見られません。

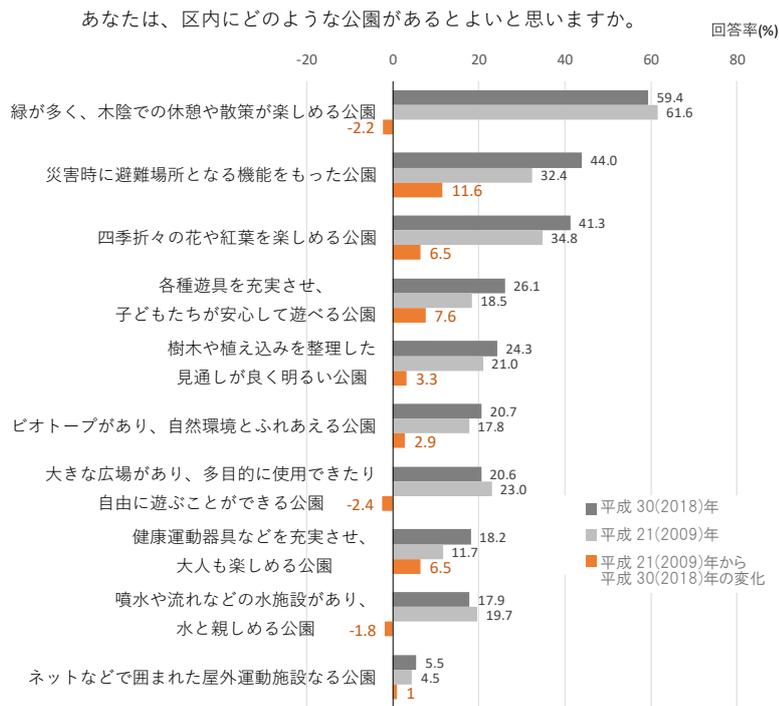


図 4-3
公園に求められるニーズの多様化

災害時に避難場所となる機能を持った公園、四季折々の花や紅葉を楽しめる公園、各種遊具を充実させ、子どもたちが安心して遊べる公園を求める回答が増加しています。

(平成 21(2009)年第 21 回文京区政に関する世論調査、平成 30(2018)年第 24 回文京区政に関する世論調査から作成)



図 4-4
再整備された公園

平成 25(2013)年度から平成 30(2018)年度までの整備数は、再整備 13 園、その他 3 園となっています。これまでに、全園数の 14%、全公園面積の 30%の整備が完了しています。



再整備工事



写真 4-1 (左)
写真 4-2 (中)
写真 4-3 (右)
公園再整備の整備前後の様子(六義公園)

5) 歴史あるみどり

現況

- 江戸時代の大名屋敷跡が大学や庭園、公園等の大規模な緑地やオープンスペースとして人々の暮らしにうるおいを与えています(図 5-1、写真 5-1、写真 5-2)。
- 歴史的資産としてのみどりを活用した文京花の五大まつりが行われています(写真 5-3)。
- 歴史ある大きな樹木が分布しています。これらのうち、681 本が保護樹木とされています。保護樹木の太径木(胸高直径 90 cm以上)の健康度が悪化しています(図 5-2、写真 5-4)。

課題

5-1 老朽化した樹木は倒木等のリスクもあるため、みどりの保全、維持管理、更新をバランスよく行う必要があります。

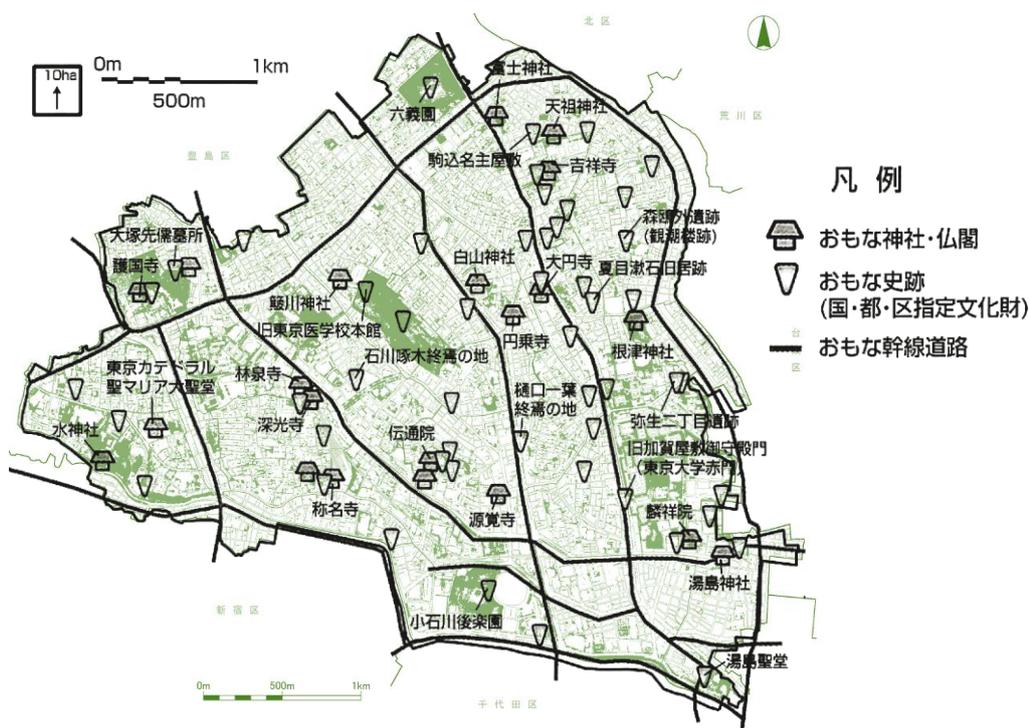


図 5-1
文京区の歴史的な資源とみどりの分布

江戸時代の大
大名屋敷跡が大学
や庭園、公園等
の大規模な緑地
やオープンスペ
ースとして分布し
ています。

図の典拠: 第 8 次文京区緑地実態調査報告書(2019 年), 文京区緑の基本計画(1999 年)から作成



写真 5-1 (左)
小石川後楽園
写真 5-2 (右)
肥後細川庭園



写真 5-3

文京花の五大まつり

(左上)文京さくらまつり(毎年3月下旬～4月上旬頃)

会場:播磨坂さくら並木

(左下)文京つつじまつり(毎年4月～5月頃)

会場:根津神社

(中上)文京あじさいまつり(毎年6月頃)

会場:白山神社

(中下)文京菊まつり(毎年11月頃)

会場:湯島天満宮

(右)文京梅まつり(毎年2月頃)

会場:湯島天満宮

写真の出典:文京区観光協会 HP「文京花の五大まつり」から作成

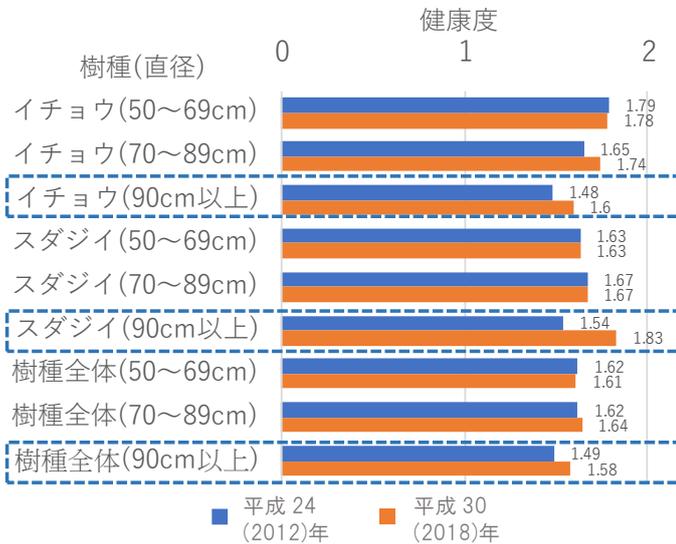


図 5-2

文京区内の保護樹木の健康度の悪化状況

保護樹木の太径木(胸高直径 90 cm 以上)の健康度が悪化しています。

健康度は、科学技術庁資源調査会による樹木の活力度の判定基準に準じて算出したものです。樹勢、樹形、枝葉密度、葉色から判断するもので、健康度が悪いほど点数が大きくなります。



写真 5-4

平成 30 (2018) 年台風第 24 号による倒木の様子

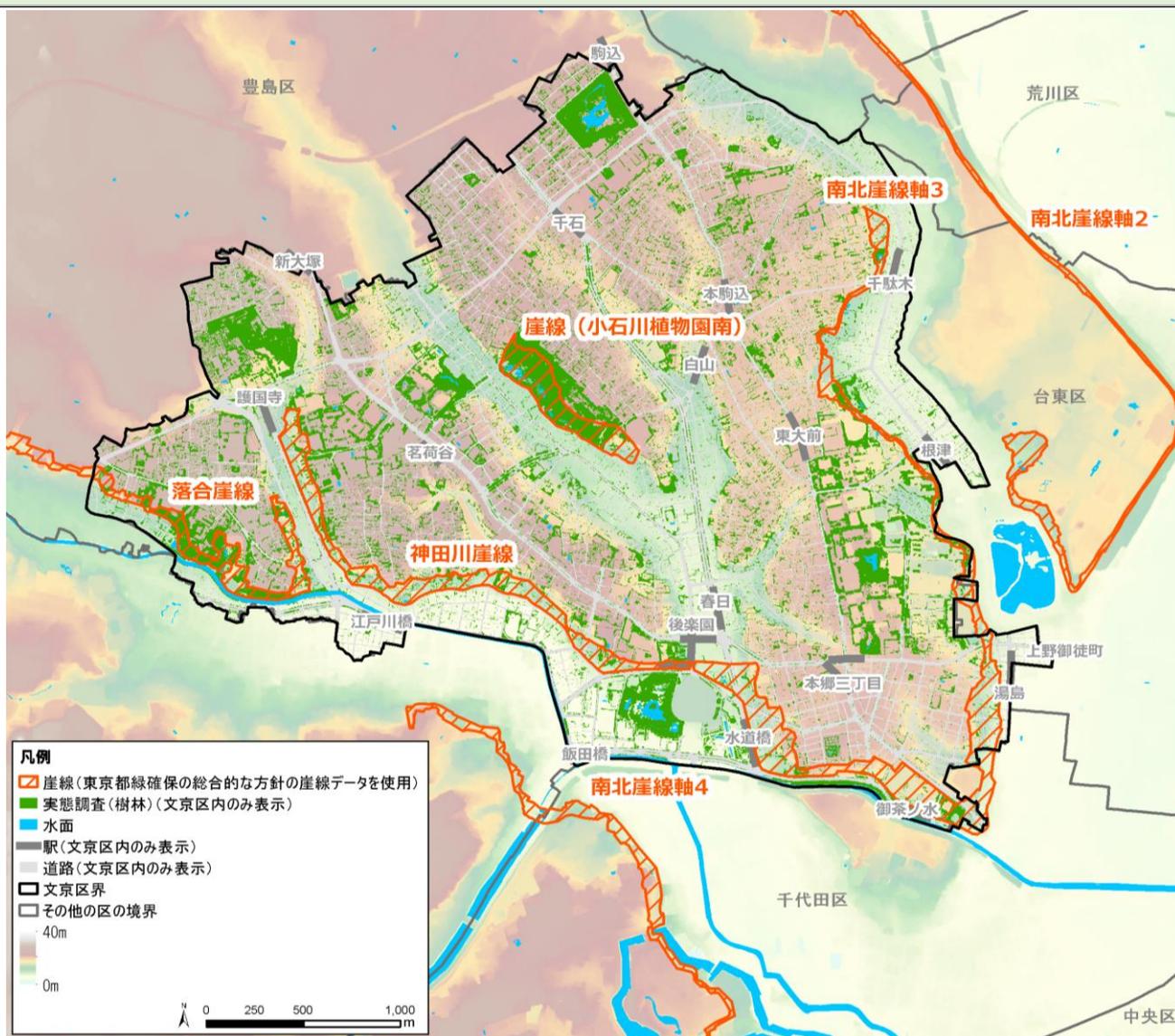
6) 地形に特徴づけられるみどり

現況

- 崖線や坂道によって特徴ある景観が形成されるとともに、湧水、水辺が分布し、地形豊かな公園として活用されています(図 6-1、写真 6-1、写真 6-2、図 6-2)。
- 神田川沿いに樹林が分布しています(図 6-1)。
- 地表面温度が高温になりやすくなっていますが、特に水面を有する樹林地周辺の地表面温度は低く保たれています(図 6-3)。

課題

- 6-1 崖線のみどりについて、樹林、湧水、水辺を一体的に維持管理していく必要があります。
- 6-2 暑熱環境の緩和に寄与するみどりを創出していく必要があります。



図の出典: 東京都緑確保の総合的な方針、第 8 次文京区緑地実態調査報告書(2019 年)、基盤地図情報から作成

図 6-1 文京区の地形と樹林、水面の分布

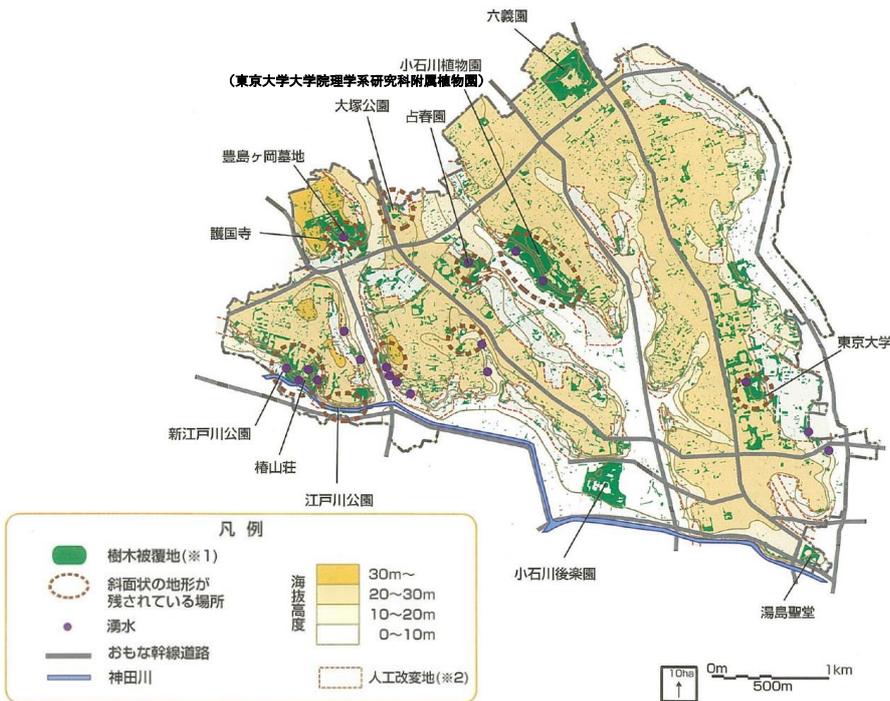
東京都の緑確保の総合的な方針によると、文京区には、落合崖線、神田川崖線、小石川植物園南の崖線、南北崖線軸 3 が走っています。落合崖線は区外に西方に続いています。南北崖線軸 3 は、南方に新宿区、千代田区へと続く南北崖線 4、北方に台東区から荒川区へと続く南北崖線 2 とともに、東京 23 区を南北に縦断する南北崖線を形成しています。

台地や崖線にそって、現在も多くのみどりが分布しています。そこでは、江戸時代の大名屋敷がすがたを変え、現在では東京大学や六義園等の文京区を代表するまとまった緑地やオープンスペースとなっています。また、西片、白山、小日向、関口等には良好な住宅地、本駒込付近には神社仏閣の集積がみられ、軒先や境内等の身近なみどりが多く分布しています。



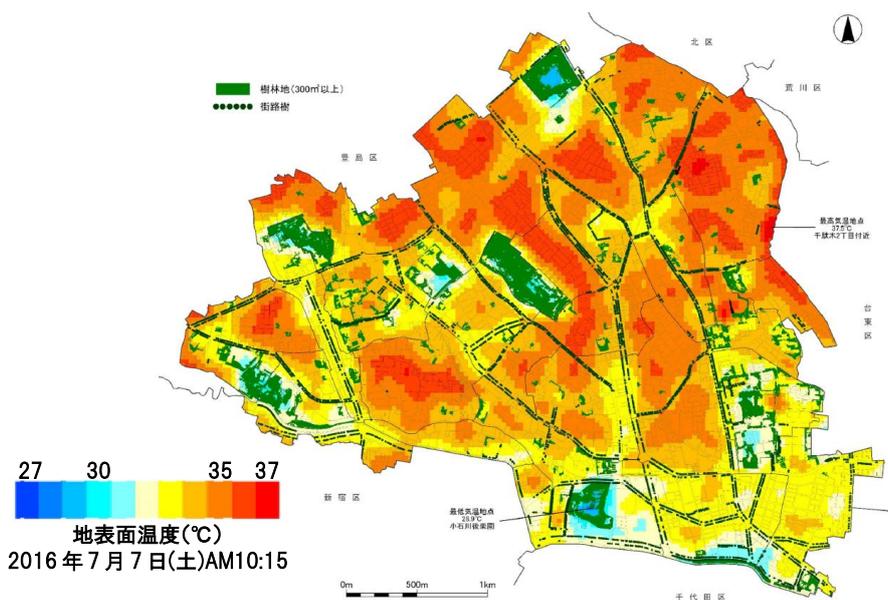
写真 6-1
写真 6-2
崖線の緑と崖線
と湧水を利用した
庭園

斜面上に崖線の地形が残されている場所では、湧水がみられる等土壌も含めて自然豊かな空間となっています。



図の出典：文京区緑の基本計画(1999年)より引用

図 6-2
文京区内の湧水



図の出典：第 8 次文京区緑地実態調査報告書(2019年)より引用

図 6-3
地表面温度分布
図(昼間)

夏季の日中に高温となる地表面が広がっていますが、緑被地の周辺はやや温度が低く抑えられていることがわかります。

7) みどりのネットワーク

現況

- 主な道路では多様な樹種の街路樹が整備され、みどりのネットワークを形成しています(図 7-1)。
- 街路樹は、7,000 本前後で推移しています(図 7-2)。
- 区内外のみどりのネットワークが分断しているエリアが存在します(図 7-3、図 7-4)。

課題

- 7-1 街路樹についてネットワーク形成の観点も踏まえた管理方法を検討する必要があります。
- 7-2 区内のみならず、区外のみどりを考慮したエコロジカル・ネットワーク形成への貢献について検討する必要があります。

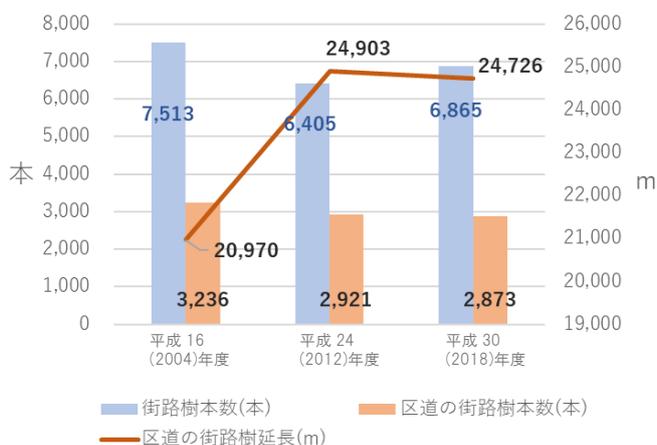
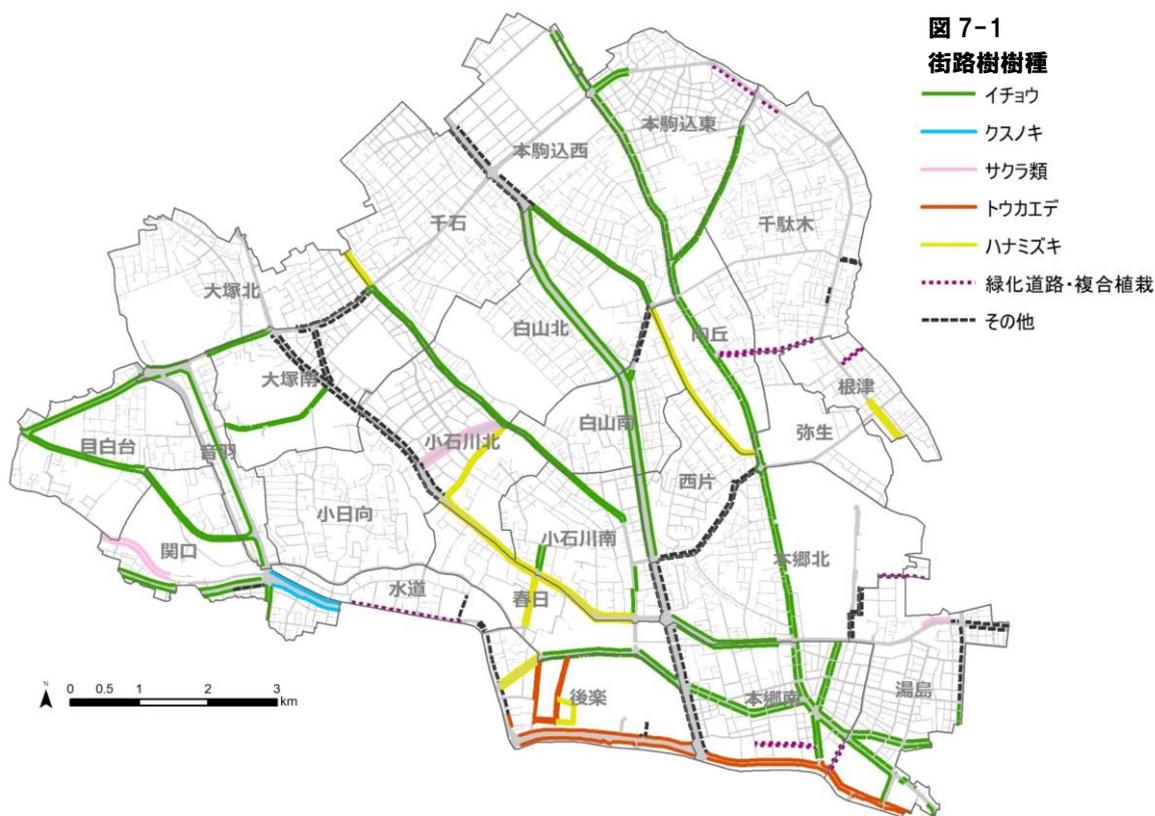
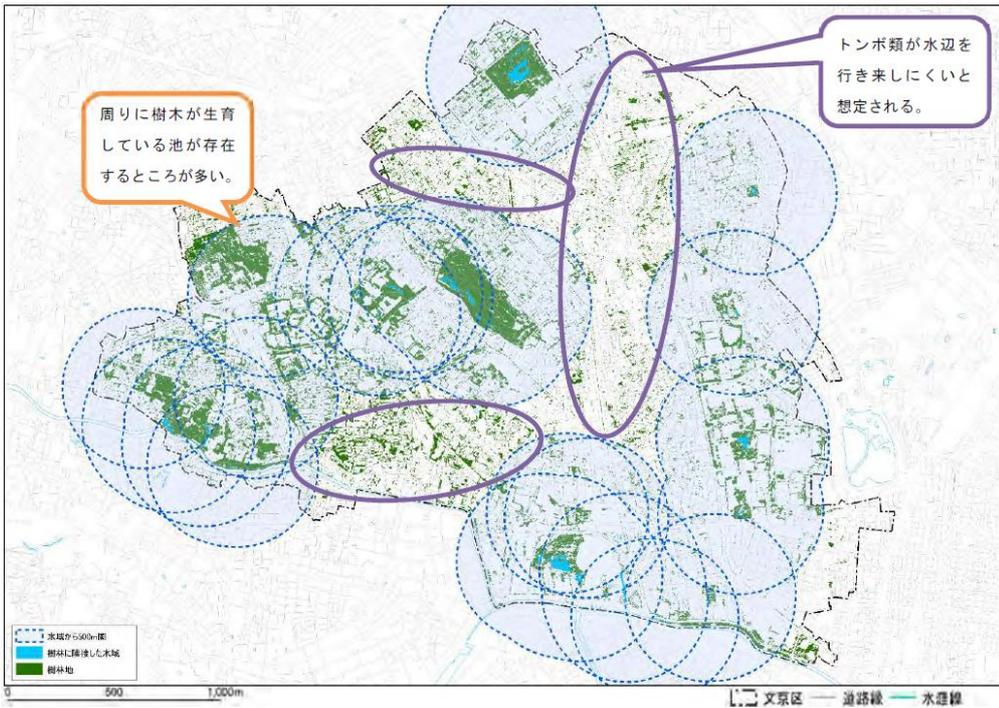


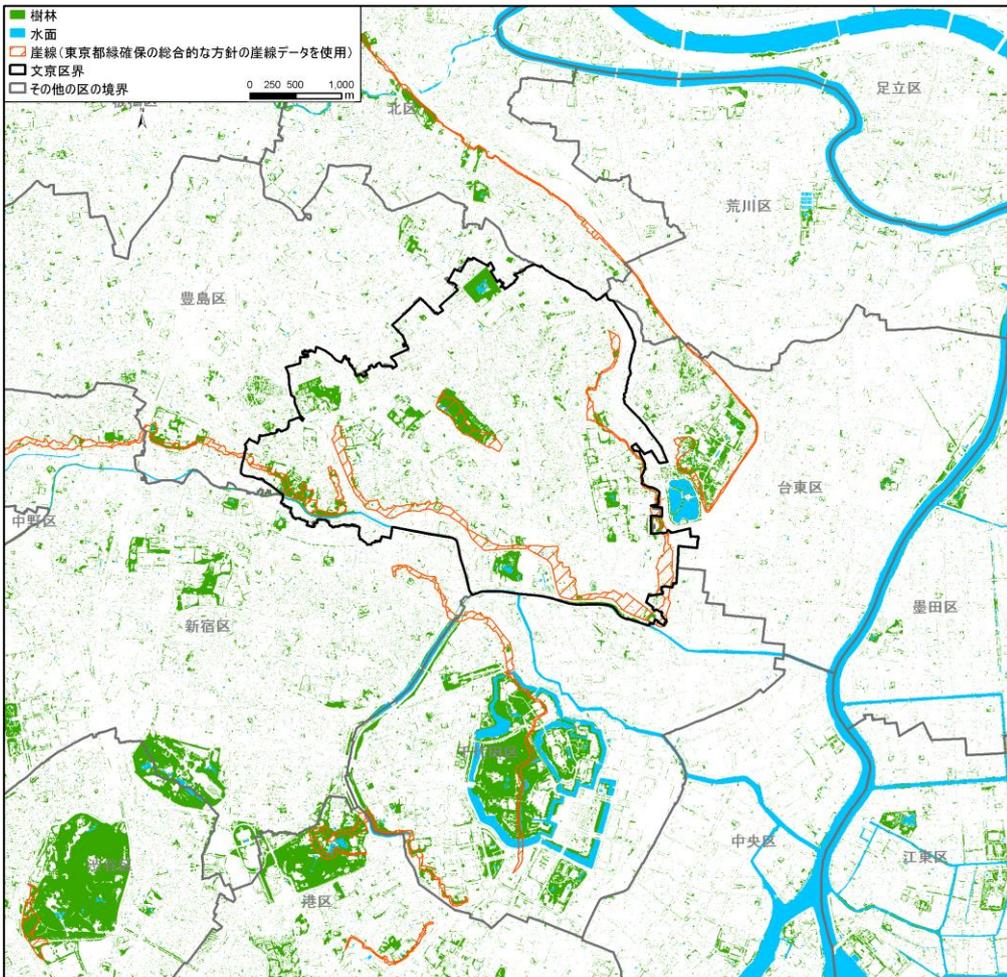
図 7-2
街路樹本数の推移
区道の街路樹は、7,000 本前後で推移しています。



図の出典: 文京区生物多様性地域戦略 (2019年)より引用

図 7-3
トンボ類の移動範囲からみたエコロジカル・ネットワーク分析図

トンボ類を指標生物にとると、周りに樹木が生育している水辺が近接していない地区では、トンボ類が水辺を行き来しにくいことが想定されます。



図の出典: 東京都緑確保の総合的な方針、基盤地図情報から作成

図 7-4
文京区と周辺区の樹林、水面、崖線の連続性

文京区の周辺には、上野恩賜公園、皇居、靖国神社、赤坂離宮、新宿御苑、明治神宮、旧古河氏庭園等の、大規模なみどりが分布しています。

これらの大規模なみどりの間に介在する形で、不忍池、神田川や日本橋川、外濠や内濠等の水辺が分布し、南北及び東西に延びる崖線が連なっています。

【参考】都市開発諸制度を活用した緑地の保全

緑地の保全・創出を図る制度には様々なものがありますが、都市開発において、容積率のボーナスを与えることにより、既存の緑地の保全や緑化空間の創出を促す仕組みがあります。

東京都では、都市開発諸制度*を使った開発について、緑化率の基準値を設定し、容積率を増減できる仕組みを設けています。

*:再開発等促進区を定める地区計画、高度利用地区、特定街区、総合設計の4制度

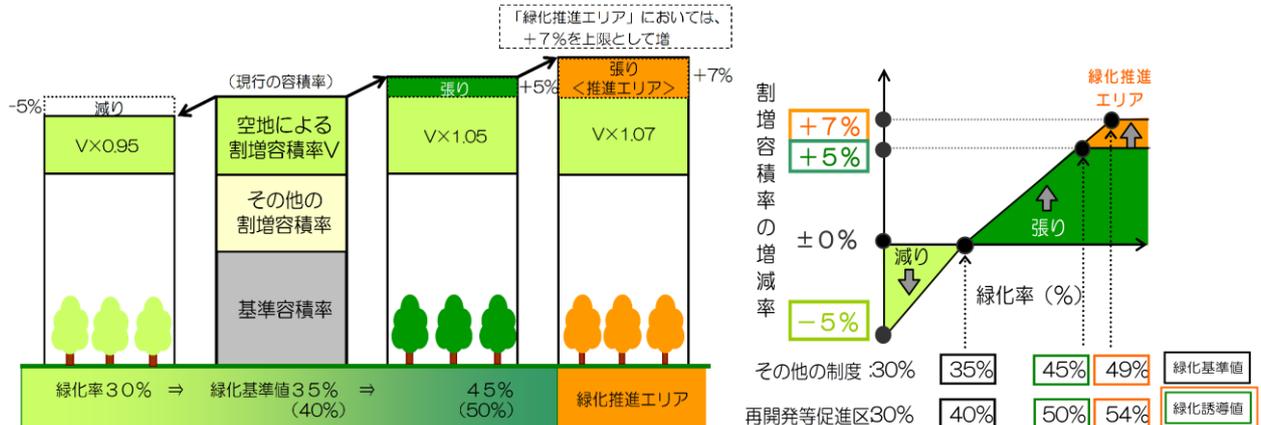
【新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針 東京都(H31年3月改定)】

都市開発諸制度の適用にあたっては、「緑化基準値」及び「緑化誘導値」を基に、有効空地等によって設定される割増容積率(以下「空地等による割増容積率」という。)の増減を行います。

緑化率が、「緑化基準値」を超える計画は、緑化の増進への取組が高いと評価し、空地等による割増容積率を増加させることができます。ただし、地域や用途に応じて別途設定されている割増容積率の上限を超えることはできません。

緑化率が、「緑化基準値」に満たない計画は、緑化の増進への取組が低いと評価し、空地等による割増容積率を減少させることができます。

緑化率に応じた割増容積率の増減は、空地等による割増容積率に「増減率」を乗じて算定します。



緑化に応じた割増容積率の設定(増減)のイメージ

緑化率に応じた割増容積率の増減率の限度

■崖線を保全して開発をしている事例

港区三田三・四丁目地区 (再開発等促進区を定める地区計画)

既存の斜面緑地を活用して大規模な緑地を整備する。



図の出典:三田三・四丁目地区再開発等促進区を定める地区計画 都市計画(素案)の概要より引用

【参考】民有地におけるみどり創出・維持管理のインセンティブ

民有地におけるみどりの創出・維持管理を促進するために、事業者や区民にインセンティブを与えることのできる主な制度としては次のものが挙げられます。

制度	要件	インセンティブ
① 総合設計制度	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域 1000 m ² 以上 上記以外 500 m ² 以上	公開空地を確保する等により、容積率及び高さに関する形態規制の一部を緩和
② 再開発等促進区を定める地区計画	再開発等促進区 1.0ha 以上	公園や緑地の整備により、未利用の容積率を他の敷地で利用可能
③ 高度利用地区	概ね 0.5ha 以上 一定条件下で市街地再開発事業を行う場合概ね 0.2ha 以上	市街地の整備改善と併せて、容積率緩和
④ 屋上緑化助成	建築物において新規に屋上、ベランダ及び壁面の緑化を行うその所有者、または管理者	以下のうち低い額を助成 費用の 2 分の 1 緑化面積 1 平方メートルあたり 2 万円
⑤ 生垣助成	新たに生垣を作られる方、及び既存のブロック塀を撤去し、生垣を作られる方	生垣・・・1m あたり 18,000 円 ブロック塀撤去・・・1m あたり 15,000 円
⑥ 条例に基づく緑化指導	敷地面積 200 m ² 以上または連坦する敷地面積 200 m ² 以上の土地で建築計画を行う場合	なし。ただし、接道緑化や既存樹木の活用を行うことで、実際の緑化面積や緑化本数よりも割増して算入することが可能
⑦ 市民緑地認定制度	面積 300 m ² 以上の緑地、管理期間 5 年以上、緑化率 20%以上	固定資産税・都市計画税を減免 (3 年間原則 1/3 軽減。1/2～1/6 を条例で規定)
⑧ 認証制度	認証制度による	社会的評価 ESG 投資対象としての評価基準となる可能性あり

【参考】緑地認証制度

事業者が敷地内に創出したみどりの価値を評価する様々な認証制度が存在しています。認証制度が積極的に活用されることで、質の高いみどりが都市に確保されていきます。

また、ESG投資(従来の財務情報だけでなく、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)要素も考慮した投資)が広がってきており、事業者は認証取得により、環境、社会、ガバナンスへの取組姿勢をアピールしていくことが重要になっています。

緑地認証制度の主なものとして、SEGES(公益財団法人都市緑化機構)、江戸のみどり登録緑地(東京都環境局)、ABINC(一般財団法人いきもの共生事業推進協議会)、JHEP(公益財団法人日本生態系協会)、DBJ Green Building(日本不動産研究所、日本政策投資銀行)等が存在します。

● SEGES とは (シージェス・社会環境貢献緑地評価システム)



民間事業者が所有、管理する緑地の価値、その取り組みが市民や環境、社会にとっていかに素晴らしいものなのかを客観的に評価する「緑の認定」制度です。「そだてる緑」を含め、次の 3 つのシリーズがあります。



「そだてる緑」
既存緑地版
事業者が所有する緑地(300 m²以上)の優良な保全、創出活動を認定



「たのしむ緑」
都市のオアシス
快適で安全な都市緑地を提供する取り組みを認定



「つくる緑」
都市開発版
開発、建築に伴う優良な緑地環境計画(3,000 m²以上)を認定

2005 年より運用している既存緑地版の SEGES は、良好な維持管理を評価・認定する、持続可能な「そだてる緑」を、2008 年からは都市開発の際に緑を保全・創出する優良な計画を評価する都市開発版 SEGES 「つくる緑」を、2013 年からは、都市環境において人々にとって安らぎと憩いの貴重な環境となっている緑地の重要性の普及啓発を目的に、「都市のオアシス」認定を始め、参加企業のみどりの連携を広げることで相乗効果を得ています。



EDO-MIDORI



ABINC
Association for Business Innovation



JHEP
CERTIFIED



DBJ Green Building

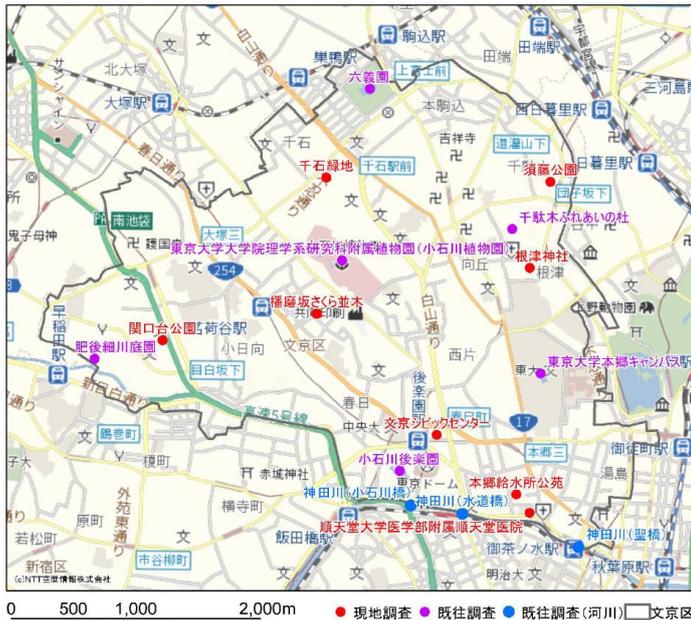
8) 生きものの生息場所としてのみどり

現況

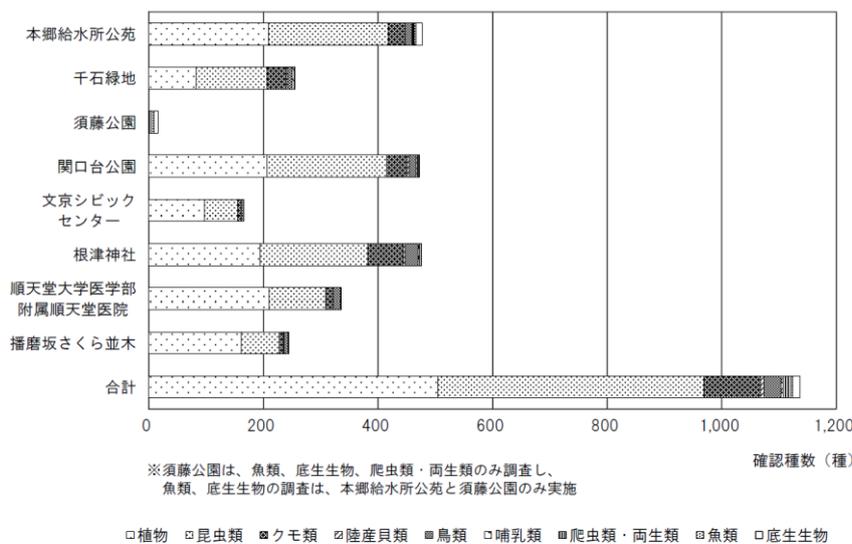
- 樹林地を含む根津神社や関口台公園、水辺を含む本郷給水所公苑で、多くの動植物が確認されています(図 8-1、図 8-2)。
- 民有地においても、例えば順天堂大学医学部附属順天堂医院では、屋上緑化等の様々な植栽、神田川への近さも関連し、面積は小さいものの様々な種が確認されています(図 8-1、図 8-2)。
- 区内のビオトープ(動植物の生息場所)別の構成比率では、「住宅のみどり」が最も多く「教育施設のみどり」がそれに続いています(図 8-3)。

課題

8-1 樹林地、湧水、水辺等の、生物多様性に配慮した環境を保全・充実・創出していく必要があります。



図の出典:文京区生物多様性地域戦略(2019年)より引用



図の出典:文京区生物多様性地域戦略(2019年)より引用

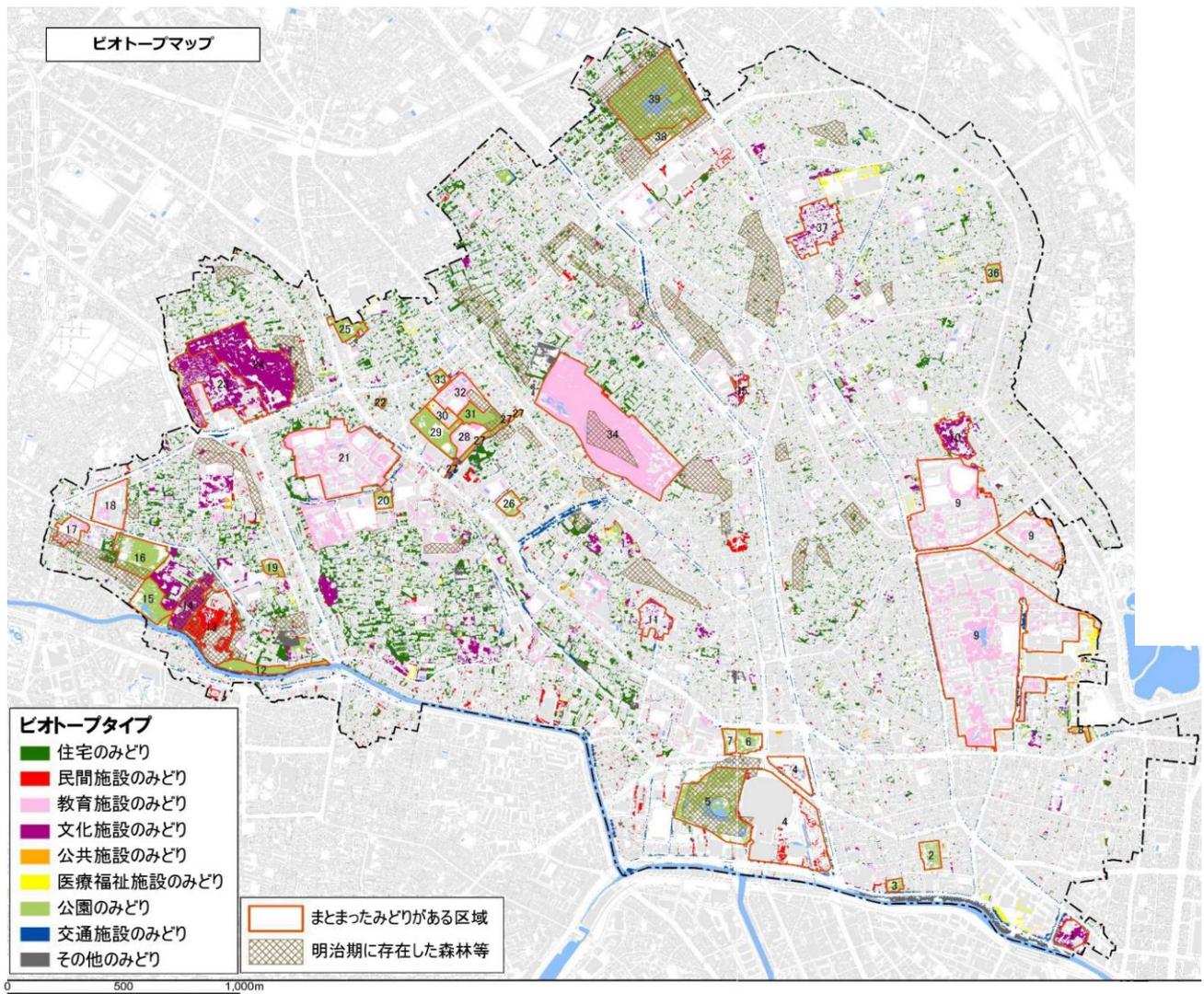
図 8-1

図 8-2

区内 8 地点における動植物の確認種数

樹林地を含む根津神社や関口台公園、水辺を含む本郷給水所公苑で、多くの動植物が確認されています。

民有地においても、例えば順天堂大学医学部附属順天堂医院は、屋上緑化等の様々な植栽、神田川への近さも関連し、面積は小さいものの様々な種が確認されています。



※地図の出力:「基盤地図情報」(国土地理院、平成 29 年度)、「数値地図(国土基本情報)」(国土地理院、平成 30 年度)、「関東平野迅速測図」(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 地図画像配信サービス WMS)、「文京区台地図」(文京区、平成 28 年度)
図の出典:文京区生物多様性地域戦略 (2019 年)より引用

図 8-3 文京区におけるビオトープマップ

区内のビオトープタイプ別の構成比率を見てみると、「住宅のみどり」が 25.9%と最も多いのが文京区の特徴です。特に関口、目白台、白山、本駒込、小日向等の1軒あたりの敷地が広い住宅で「住宅のみどり」が多い傾向が見られます。

次いで多いのが「教育施設のみどり」で区内のみどりの 24.1%を占めます。東京大学やお茶の水女子大学及びそれらに附属する施設等でみどりが多く見られます。

また、区内には六義園や小石川後樂園といった大きな都立公園や多数の社寺があるため、「公園のみどり」や「文化施設のみどり」が多いのも文京区の特徴です。

9) みどりと区民、事業者の関わり

現況

- 公園・緑化・景観施策に対する区民の満足度が高くなっています(図 9-1)。
- 「庭園、神社、仏閣のみどり」、「公園のみどり」についての区民の満足度が高い一方、「住宅の庭木やプランター植栽のみどり」、「事業所のビル・マンションなどのみどり」、「区役所・小中学校など公共施設のみどり」についての満足度は低い傾向となっています(図 9-2)。
- 自宅のみどりを増やす区の施策については、認知度が低くなっています(図 9-3)。今後利用してみたい施策については、「苗木の無料配布」が多く、次いで「屋上緑化助成・壁面緑化助成」、「特にない」、「手づくりビオトープの推進」となっています(図 9-4)。
- 公園管理について区民が関わる事ができる制度については、認知度が低くなっています(図 9-5)。今後利用してみたい制度については、「特にない」が 53.3%と最も多いですが、利用してみたい制度としては、「公園ガーデナー制度」が 22.1%と最も多くなっています(図 9-6)。
- 公園等連絡員、区民管理等の制度を活用し、公園の見守りや清掃等の活動が区民の手によって行われていますが、参加メンバーが固定化されています(図 9-7)。
- 区内の事業者がみどりに関するさまざまな取組を行っています(図 9-8)。

課題

- 9-1 「住宅の庭木やプランター植栽のみどり」、「事業所のビル・マンションなどのみどり」、「区役所・小中学校など公共施設のみどり」等、都市施設に付帯したみどりに対する満足度が低いため、これらのみどりの魅力を向上させる方法を検討する必要があります。
- 9-2 活動の新たな参加者を増やす方法を検討する必要があります。
- 9-3 区民や事業者に対し区の施策について、より効果的な情報発信をしていく必要があります。

区分	2006年	2009年	2012年	2015年	2018年	区分	2006年	2009年	2012年	2015年	2018年
公園・緑化・景観施策	22.6	26.8	22.5	32.1	31.2	地域内外の人との交流推進施策	1.5	1.5	1.8	2.4	2.4
学校教育施策	18.7	19.5	18.3	23.6	26.6	観光・国際施策	—	2.3	—	2.1	2.1
清掃・リサイクル施策	12.7	18.1	17.4	26.3	23.6	心身障害者施策	1.3	0.6	1.6	2.4	2.0
レクリエーション・スポーツ・芸術振興施策	11.6	11.5	8.9	15.4	14.8	地域情報化施策	0.7	0.8	0.8	1.8	1.8
環境施策	6.2	6.9	8.8	11.3	13.6	低所得者施策	0.6	0.6	1.0	1.6	1.6
子育て支援施策	3.7	5.8	6	10.8	11.8	男女平等参画施策	0.8	0.3	0.3	0.5	1.2
高齢者施策	5.9	4.3	8.1	8.6	10.6	NPO/ボランティア振興施策	1.0	0.7	0.6	1.2	0.9
伝統文化保存施策	11.1	9.5	9.4	10.9	10.4	ひとり親施策	0.5	0.4	0.4	0.8	0.6
保健衛生施策	4.9	5.1	6.8	9.0	10.1	中小企業・商業振興施策	1.1	1.0	0.2	0.8	0.6
生涯学習施策	11.0	7.3	5.8	10.1	9.9	青少年施策	0.6	0.2	0.5	0.6	0.4
都市整備施策	4.3	4.5	5.3	5.1	7.8	消費者保護施策	0.3	0.4	0.5	0.6	0.4
防災施策	2.7	2.5	4.0	6.2	5.3	その他	1.6	2.3	2.7	1.0	2.1
住宅・定住施策	1.5	2.0	3.1	3.4	3.8	特にない	37.7	32.8	35.6	19.6	19.3
コミュニティ振興施策	0.9	0.6	1.1	1.7	2.5	無回答	—	—	—	1.9	2.1

グラフの出典：第 20 回～第 24 回文京区政に関する世論調査から作成

図 9-1 文京区の施策に対する区民の満足度

公園・緑化・景観施策に対する区民の満足度が高くなっています。

文京区のみどりに関するアンケート

(1)対面式調査

■配布方法：目白台運動公園、肥後細川庭園(2019年7月15日)、神明都電車庫跡公園、富士前公園、本郷給水所公苑(2019年7月21日)での調査員による対面での調査
調査員を目白台運動公園に2名、それ以外の公園に1名ずつ配置して実施しました。

(2)窓口配布式調査

■配布方法：目白台運動公園・肥後細川庭園の窓口を設置
窓口アンケート用紙及び回収箱を設置し調査を実施しました。

■調査日：2019年6月20日～7月15日(アンケート回収箱設置期間)

(3)回答数

計226件(うち、文京区民122件、区民以外104件)

本資料では、文京区民122件についての集計結果を記載しています。

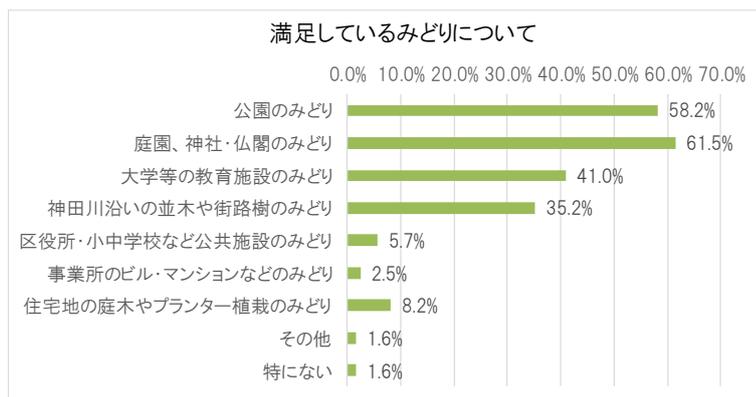


図 9-2

満足しているみどり

区内における満足しているみどりについて、「庭園、神社、仏閣のみどり」が61.5%、「公園のみどり」が58.2%と多い結果となりました。「大学等の教育施設のみどり」(41.0%)、「神田川沿いの並木や街路樹のみどり」(35.2%)としたのは回答者の約4割でした。「住宅の庭木やプランター植栽のみどり」(8.2%)、「区役所・小中学校など公共施設のみどり」(5.7%)、「事業所のビル・マンションなどのみどり」(2.5%)としたのは回答者の1割未満でした。

自宅のみどりを増やす施策について

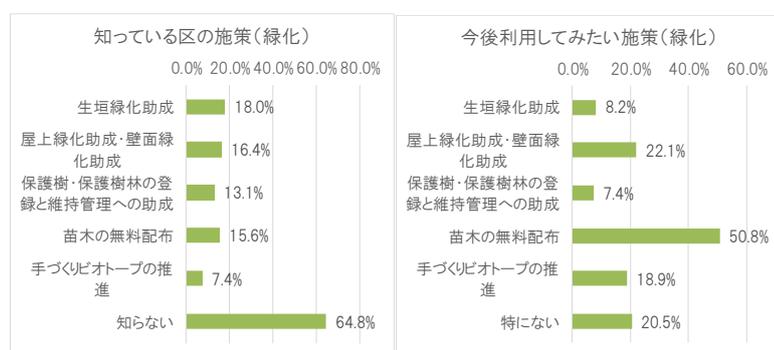


図 9-3 (左)

図 9-4 (右)

自宅のみどりを増やす施策のうち知っている施策及び今後利用してみたい施策

自宅のみどりを増やす区の施策の認知度については、「知らない」が回答者の64.8%と最も多くなっています。知っている回答したのは、いずれの施策についても回答者の20%未満であり、施策の認知度が低いことが明らかになりました。今後利用してみたい施策については、「苗木の無料配布」が50.8%と最も多く、「屋上緑化助成・壁面緑化助成」が22.1%、「特にない」が20.5%、「手づくりピオトープの推進」が18.9%と比較的多い結果となりました。

公園管理に区民が関わることができる制度について

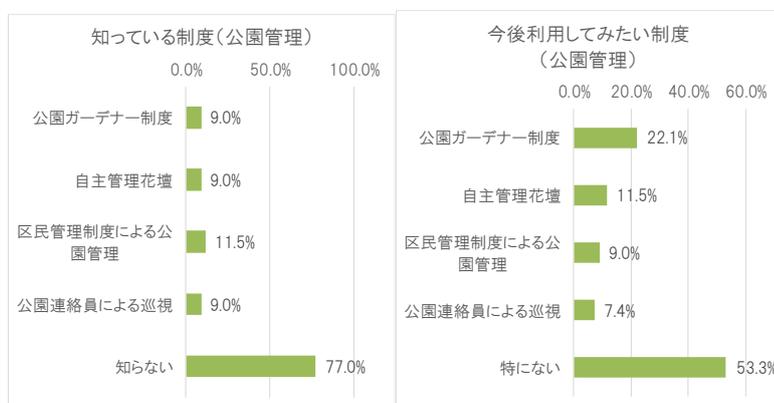


図 9-5 (左)

図 9-6 (右)

公園管理に区民が関わることができる制度のうち知っている制度及び今後利用してみたい制度

公園管理に区民が関わることができる制度の認知度については、「知らない」が回答者の77.0%と最も多く、知っている制度については、「区民管理制度による公園管理」が11.5%、他の制度は10%未満と制度の認知度が低いことが明らかになりました。今後利用してみたい制度については、「特にない」が53.3%と最も多く、続いて「公園ガーデナー制度」が22.1%と比較的多い結果となりました。

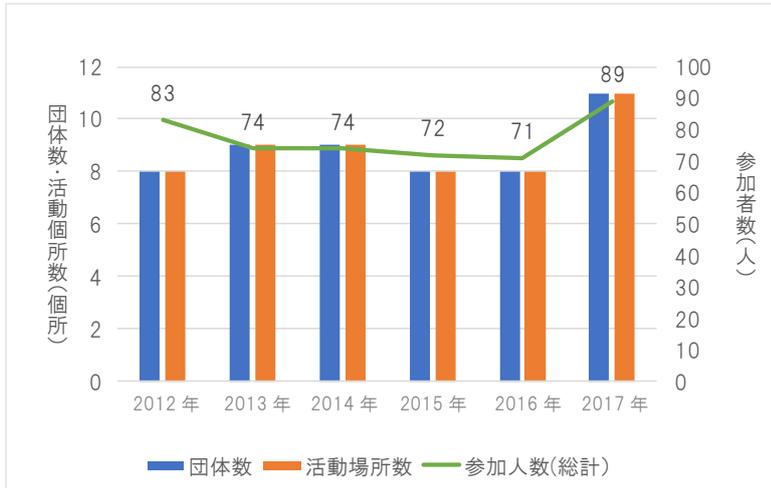
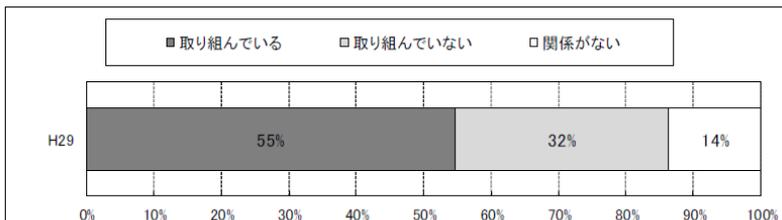


図 9-7
公園管理に関わる区民活動の現状

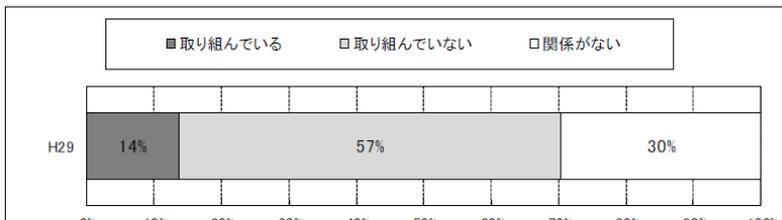
公園等連絡員、区民管理等の制度を活用し、公園の見守りや清掃等の活動が区民の手によって行われています。数年間にわたり参加人数の変動が小さいことからわかるとおり、参加メンバーがある程度固定化されている現状があります。

生物多様性に関する取組についてのアンケート(2017 年度実施、文京区生物多様性地域戦略から作成)

対象 (事業者)	・大規模事業者(業務部門)29 事業所 (都条例による指定地球温暖化対策事務所) ・中小規模事業者(業務部門)500 事業所 (商用データベースをもとに層別抽出)
回収率	31.8%(161/506※) 大規模事業者75.9%(22/29) 中小規模事業者 29.1%(139/477※) ※宛先不明で返却された分は母数から除外
実施期間	平成29(2017)年5 月26 日発送 6 月14 日投函締切



※端数処理の関係により、合計が100%にならない場合があります。



※端数処理の関係により、合計が100%にならない場合があります。

図 9-8
事業者による生物多様性の保全につながる取組について

平成 29(2017)年度に実施したアンケート結果では、大規模事業者では、生物多様性に関する取組に「取り組んでいる」との回答が 5 割以上を占めています。中小規模事業者では、「取り組んでいる」が 2 割未満となっています。

【参考】みどりをはじめとする文京区に関する情報発信

区報ぶんきょうやホームページによる情報発信のほか、Twitter、Facebook、Youtube 等の媒体を活用して、みどりを知るきっかけづくりを行っています。



■文京区公式フェイスブック



■文京区公式 Youtube チャンネル



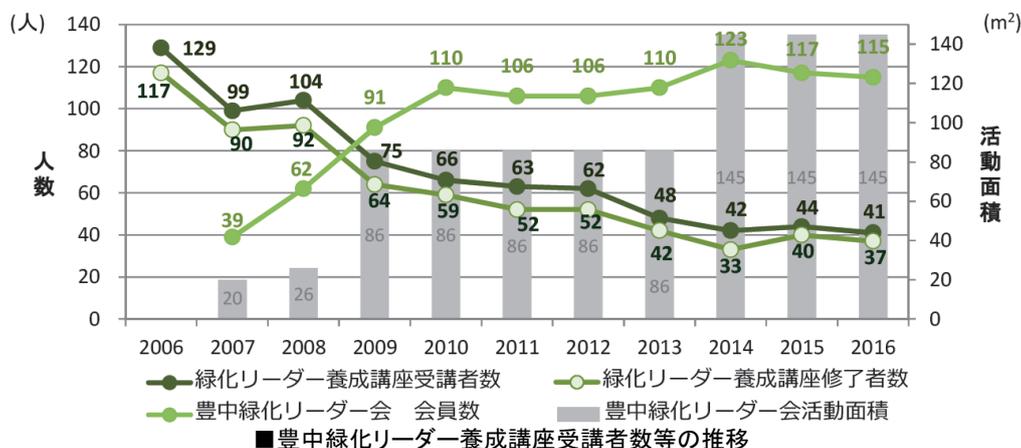
■文京区公式ツイッター



■区報ぶんきょう

【参考】公園の維持管理をサポートするグループの持続的な発展を支援するための仕組み (大阪府豊中市)

大阪府豊中市における「豊中緑化リーダー会」は、豊中市が平成 16(2004)年度から行っている「緑化リーダー養成講座」を 3 年間受講・修了した人たちで組織された団体です。花やみどりあふれる美しいまちづくりを進めるために、地域での緑化活動の先導役として、地域や学校等の緑化活動への参加、公園等の花壇や樹木の管理、「緑化リーダー養成講座」の支援を行っています。



出典：第 2 次豊中市みどりの基本計画

(3) みどりの課題の整理と計画の改定方針

「(2) みどりの現況と課題」において見えた課題(p11～p32)をまとめ、次の5つのみどりの課題に整理しました。それぞれのみどりの課題に対応する形で、計画の改定方針として6つの方針を設定しました。

みどりの 課題 1

まちなかで目に見えるみどりを、区内に広がる民有地で増やしていく必要があります。

- | 課題 | 内容 |
|-----|--|
| 1-1 | 低層建築群及び高層建築群の緑被率の増減が、本区全体のみどり量に大きな影響を与えるものとなっています。主たる都市構造区分である民有地の緑被率を上げていくことで、緑被地面積の増加と区全体の緑被率の上昇を図ることができます。 |
| 2-1 | 特に宅地内のみどりを増加させていくことで、目に見えるみどりを生み出していく必要があります。 |
| 3-2 | 民間施設の緑化については、限られた面積で効果を確保できるよう、緑化を誘導する方法について検討する必要があります。 |
| 3-3 | 個人宅のみどりの創出誘導について、より効果的な緑化の取組を検討していく必要があります。 |
| 9-1 | 「住宅の庭木やプランター植栽のみどり」、「事業所のビル・マンションなどのみどり」、「区役所・小中学校など公共施設のみどり」等、都市施設に付帯したみどりに対する満足度が低いいため、これらのみどりの魅力を向上させる方法を検討する必要があります。 |

計画の改定方針

目に見えるみどりの充実を図ります。

民有地のみどりの活用を促進します。

みどりの 課題 2

子育て世代の増加を踏まえ、公園をより魅力的なものへ更新していく必要があります。

- | 課題 | 内容 |
|-----|---|
| 4-1 | 今後は量的な拡大が困難な中で、公園の整備のあり方について検討する必要があります。 |
| 4-2 | 子育て世代が増加し公園に求められるニーズが多様化する中、公園の再整備・有効活用を着実に実施していく必要があります。 |

計画の改定方針

利用しやすい公園づくりをさらに進めていきます。

みどりの 課題 3

歴史あるみどりの状況を踏まえ、樹木の老朽化にしっかりと向き合っていく必要があります。

- | 課題 | 内容 |
|-----|--|
| 5-1 | 老朽化した樹木は倒木等のリスクもあるため、みどりの保全、維持管理、更新をバランスよく行う必要があります。 |

計画の改定方針

樹木の老朽化への適切な対応を行います。

みどりの 課題 4

人や生きものの暮らしを支えるみどりについて、適切にネットワークの形成を図る必要があります。

- | 課題 | 内容 |
|-----|--|
| 3-1 | 公共施設の緑化については、民有地の参考となるよう質を維持・向上させていく必要があります。 |
| 6-1 | 崖線のみどりについて、樹林、湧水、水辺を一体的に維持管理していく必要があります。 |
| 6-2 | 暑熱環境の緩和に寄与するみどりを創出していく必要があります。 |
| 7-1 | 街路樹についてネットワーク形成の観点も踏まえた管理方法を検討する必要があります。 |
| 7-2 | 区内のみならず、区外のみどりを考慮したエコロジカル・ネットワーク形成への貢献について検討する必要があります。 |
| 8-1 | 樹林地、湧水、水辺等、生物多様性に配慮した環境を保全・充実・創出していく必要があります。 |

計画の改定方針

みどりのネットワークの形成を図ります。

みどりの 課題 5

区民、事業者、区がさらに積極的に関わり、互いのみどりを高め合っていく必要があります。

- | 課題 | 内容 |
|-----|---|
| 9-2 | 活動の新たな参加者を増やす方法を検討する必要があります。 |
| 9-3 | 区民や事業者に対し区の施策について、より効果的な情報発信をしていく必要があります。 |

計画の改定方針

様々な場面での区民参画の更なる促進を目指します。